

議 案 書

平成 3 0 年 6 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 5 0	平成30年度松山市一般会計補正予算(第1号)		1
5 1	松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について		7
5 2	松山市介護保険条例の一部改正について		21
5 3	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について		23
5 4	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		25
5 5	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		27
5 6	松山市旅館業法施行条例の一部改正について		31
5 7	松山市特別用途地区建築条例及び松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正について		33
5 8	松山市辺地総合整備計画(平成30年度～平成34年度・旧中島町域)の変更について		35
5 9	工事請負契約の変更について(第一和泉団地1工区(1・2号棟)新築主体工事)		37
6 0	工事請負契約の変更について(第一和泉団地2工区(3・4号棟)新築主体工事)		39
6 1	権利の放棄について(出資金払戻請求権)		41
6 2	松山城山ロープウェイのゴンドラ破損事故の損害賠償額を和解により定めることについて		43
6 3	市道路線の認定について		45

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	副市長の選任に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		

議案第50号

平成30年度松山市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ865,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,165,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,000,000 千円	228,000 千円	63,228,000 千円
	1 市民税	28,141,000	228,000	28,369,000
15 国庫支出金		38,089,419	256,900	38,346,319
	2 国庫補助金	4,149,042	256,900	4,405,942
16 県支出金		12,856,854	114,116	12,970,970
	2 県補助金	2,777,520	114,116	2,891,636
21 諸収入		4,365,054	25,085	4,390,139
	4 雑入	1,798,961	25,085	1,824,046
22 市債		13,830,600	241,200	14,071,800
	1 市債	13,830,600	241,200	14,071,800
歳入	合計	178,300,000	865,301	179,165,301

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,074,088 千円	29,890 千円	14,103,978 千円
	1 総務管理費	10,946,925	29,890	10,976,815
3 民生費		89,048,198	10,900	89,059,098

	1 社会福祉費	36,752,522	10,900	36,763,422
6 農林水産業費		2,149,819	92,889	2,242,708
	1 農業費	997,307	8,500	1,005,807
	2 農業土木費	519,534	84,389	603,923
8 土木費		17,518,275	660,882	18,179,157
	2 道路橋梁費	2,151,188	159,050	2,310,238
	4 港湾費	388,041	18,767	356,808
	5 都市計画費	9,665,074	421,865	10,086,939
	6 住宅費	2,744,860	61,200	2,806,060
9 消防費		4,776,102	3,000	4,779,102
	1 消防費	4,776,102	3,000	4,779,102
10 教育費		11,440,765	67,740	11,508,505
	2 小学校費	1,718,780	5,997	1,724,777
	5 社会教育費	2,206,601	37,329	2,243,930
	6 保健体育費	4,182,473	24,414	4,206,887
歳 出	合 計	178,300,000	865,301	179,165,301

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度	額
北条学校給食共同調理場給食業務委託	平成30年度～平成35年度	463,700	千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
離島振興事業	千円 30,000	<ol style="list-style-type: none"> 1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 平成30年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。 	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設等事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 3 借入時期 平成30年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れることができる。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率。)	1 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えすることができ。	千円		補正前と同じ	補正前と同じ
港湾等建設事業	40,000	同上	同上	同上	60,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,240,000	同上	同上	同上	1,370,000	同上	同上	同上
公営住宅建設事業	970,000	同上	同上	同上	1,000,000	同上	同上	同上

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第33条の6第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第18条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第27条の3中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第33条の6第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)

を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第78条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第79条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準じる者として施行規則第8条の2の2で定め

る者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第80条第1項中「第78条第1項」を「第78条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第84条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第80条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第78条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率，一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率，法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第80条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第81条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第82条第3項中「第78条」を「第78条の2」に改める。

第84条第1項中「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第12条の2の見出し中「第15条第2項第2号」を「第15条第2項第1号」に改め、同条第5項を同条第17項とし、同項の前に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第12条の2中第4項を第15項とし、第3項を第14項とし、同項の前に次の10項を加える。

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 2 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第12条の2第15項中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同条第16項中「第15条第47項」を「第15条第46項」に改める。

第3条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「第48条第1項第1号」を「第48条第1項第2号」に改める。

第81条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第81条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 松山市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第79条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第80条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3

項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「新条例」を「松山市市税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第78条第1項」を「松山市市税賦課徴収条例第78条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第79条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第80条から第82条まで及び第84条の改正規定並びに第6条並びに付則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第18条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第29条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第3条の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中松山市市税賦課徴収条例第80条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第17条第1項及び第3項並びに第33条の6第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中松山市市税賦課徴収条例第18条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の3及び第27条の6の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定
平成33年1月1日

(8) 第4条並びに付則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

2 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2（第16項を除く。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2第16項の規定は、平成30年6月6日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1項第7号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例第17条第1項及び第3項並びに第33条の6第10項から第12項までの規定は、前条第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条に

において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。付則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)付則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第1項第1号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第78条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第13条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第84条第1項若しくは第2項、	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第5条第3項、
第13条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
第13条第3号	第69条の5第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第128条第1項の申告書又は第167条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第5条第3項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
	当該各項	同項
第87条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項

- 5 30年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄

に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第13条第3号の項中「第69条の5第1項の申告書、第84条第1項」とあるのは、「第84条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第13条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第84条第1項若しくは第2項,	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第8条第3項,
第13条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
第13条第3号	第69条の5第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第128条第1項の申告書又は第167条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第8条第3項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
	当該各項	同項
第87条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項

- 5 32年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該

返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第13条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	第84条第1項若しくは第2項、	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号
------	-----------------	-----------------------------------

		。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)付則第10条第3項,
第13条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例付則第10条第2項
第13条第3号	第69条の5第1項の申告書, 第84条第1項若しくは第2項の申告書, 第128条第1項の申告書又は第167条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第10条第3項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第10条第3項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第10条第2項
	当該各項	同項
第87条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第10条第3項

5 33年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備等及び生産性向上特別措置法に基づき中小企業が実施する設備投資に係る固定資産税の軽減措置を講じるとともに、加熱式たばこに関する規定等を定めるため、本案を提出する。

議案第52号

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部改正について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る法第78条の2第1項（法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第7条第5項中「次の」を「次」に改める。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条及び第193条において「省令」という。）」を「省令」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第193条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、放課後児童支援員となることができる資格要件を追加するため、本案を提出する。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「付則第3項」を「付則第4項」に改め、同条ただし書中「第16条第3号」を「第3項第1号及び第16条第3号」に改め、同条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所

内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条に次の1号を加える。

(4) 保育所，幼稚園，認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち，当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し，衛生，栄養等に関して必要な知識及び技能を有し，調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに，利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供，アレルギー等への配慮等，利用乳幼児の食事の内容，回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項及び第3項ただし書並びに第31条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第47条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

付則中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項を第4項とする。

付則第2項の見出しを削り，同項の前に見出しとして「（食事の提供に関する経過措置）」を付し，同項中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え，同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については，施行日から起算して10年を経過する日までの間は，第15条，第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は，適用しないことができる。この場合において，当該施設等は，利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により，当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設及び食事の提供に関する基準を緩和するため、本案を提出する。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市旅館業法施行条例の一部改正について

松山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

松山市旅館業法施行条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「その換気に有効な部分の面積は、客室の床面積（押入れその他寝具等を収納する設備、床の間、浴室、便所等の部分に係る床面積を除く。イにおいて同じ。）の20分の1以上である」を「衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とする」に改め、同号イ中「その採光に有効な部分の面積（以下このイにおいて「採光面積」という。）は、客室の床面積の10分の1以上である」を「自然光線が十分に採光できる構造とする」に改め、ただし書を削り、同号ウを次のように改め、同号エを削る。

ウ 収容定員に応じた十分な広さを有すること。

第2条第1項第3号ア(イ)中「第5条第2号ク」を「第5条第2号キ」に改め、同号ア(ウ)中「第5条第2号シ」を「第5条第2号サ」に改め、同号イ中「第5条第2号キ及びビチ」を「第5条第2号カ及びタ」に改め、同号ウ中「第5条第2号タ」を「第5条第2号ソ」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「次のとおり」を「前項各号の要件を満たすものであること」に改め、各号を削り、同条第3項第1号中「次の」を「第1項第1号ウの」に改め、ア及びイを削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改め、同号を同項第2号とする。

第5条第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号エ中「室内温度は摂氏17度から28度まで、相対湿度は30パーセントから70パーセントまでの範囲に保持する」を「保守点検を定期的に行い、故障、破損等があるときは、速やかに補修して、適切な室温及び湿度を保つ」に改め、同号中エをウとし、オからキまでをエからカまでとし、クを削り、ケをキとし、同条第2号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「ス」を「シ」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「エ及びオ」を「ウ及びエ」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「ク」を「キ」に改め、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「ス及びタ」

を「シ及びソ」に改め、同号キを同号カとし、同号ク中「コ」を「ケ」に改め、同号中クをキとし、ケからスまでをクからシまでとし、同号セ中「ス」を「シ」に、「ウ」を「イ」に改め、同号セを同号スとし、同号ソ中「このソ」を「このセ」に改め、同号中ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツを削り、テをチとし、トをツとし、ナをテとし、同条第3号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 照明設備は、照度を測定するなど保守点検を定期的に行い、故障、破損等がある場合は、速やかに補修して、宿泊者の安全衛生又は業務上の必要な照度を満たすこと。

第5条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、施設の構造設備及び衛生措置の基準を緩和するため、本案を提出する。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特別用途地区建築条例及び松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正について

松山市特別用途地区建築条例及び松山市特定ホテル建築規制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特別用途地区建築条例及び松山市特定ホテル建築規制条例の一部を改正する条例

(松山市特別用途地区建築条例の一部改正)

第1条 松山市特別用途地区建築条例(平成19年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第137条の17」を「第137条の18」に改める。

別表に次のように加える。

松山駅周辺特別業務地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物
-------------	---

(松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正)

第2条 松山市特定ホテル建築規制条例(平成27年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(特定ホテル建築規制地域等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる地域又は地区(以下「特定ホテル建築規制地域等」という。)においては、特定ホテルの建築をしてはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する本市の用途地域のうち、商業地域以外の地域
- (2) 都市計画法第8条第1項第2号に規定する本市の特別用途地区のうち、松山駅周辺特別業務地区

第3条第2項及び第4条第1項中「特定ホテル建築規制地域」を「特定ホテル建築規

制地域等」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の松山市特定ホテル建築規制条例の規定（次項において「新条例」という。）は、この条例の施行の日以後に松山市特定ホテル建築規制条例第4条第1項に規定する建築確認申請等（同条例第2条第3項第5号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては、当該修繕又は模様替に係る工事の着工）がなされる同条例第2条第1項に規定するホテル等（次項において「ホテル等」という。）の同条例第2条第3項に規定する建築（次項において「建築」という。）について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に新条例第3条第1項第2号に規定する松山駅周辺特別業務地区に存するホテル等で、松山市特定ホテル建築規制条例第2条第2項に規定する特定ホテルに該当すると認められるものについては、新条例の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に当該ホテル等の建築をしようとする場合は、この限りでない。

(提案理由)

松山駅周辺特別業務地区での店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び特定ホテルの建築を制限するため、本案を提出する。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市辺地総合整備計画（平成30年度～平成34年度・旧中島町域）の変更について

平成30年第1回定例会において議決を得た松山市辺地総合整備計画（平成30年度～平成34年度・旧中島町域）を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

松山市辺地総合整備計画（平成30年度～平成34年度・旧中島町域）を、新規事業の追加により変更するため、本案を提出する。

（参 照）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抄）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第五項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(別 紙)

【変更前】

(単位 千円)

区 分		事業 主体名	事 業 費	財源内訳		特定財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
施 設 名				特定財源	一般財源	
5. 産業の振興			30,000	30,000	0	10,000
(3) 観光又はレクリエーションに関する施設			30,000	30,000	0	10,000
	中島B&G海洋センター整備事業	市	30,000	30,000	0	10,000
合計			850,657	761,468	89,189	421,600

【変更後】

(単位 千円)

区 分		事業 主体名	事 業 費	財源内訳		特定財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
施 設 名				特定財源	一般財源	
5. 産業の振興			431,200	429,200	2,000	384,200
(3) 観光又はレクリエーションに関する施設			431,200	429,200	2,000	384,200
	中島B&G海洋センター整備事業	市	30,000	30,000	0	10,000
	姫ヶ浜荘整備事業	市	401,200	399,200	2,000	374,200
合計			1,251,857	1,160,668	91,189	795,800

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(第一和泉団地1工区(1・2号棟)新築主体工事)

平成29年第2回定例会において議決を得た議案第47号第一和泉団地1工区(1・2号棟)新築主体工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	12億744万円
変更後	12億1,518万5,760円

(提案理由)

当初想定より地下水量が多かったため施工に時間を要し、また、土工事及び杭工事で土砂等の搬出計画を含む工程計画を見直した結果、工期延期が必要となり、工期延期に伴う経費が増加したことから、請負代金の増額変更を行うため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

1. 關於「...」之說明，請參閱...
 2. 關於「...」之說明，請參閱...
 3. 關於「...」之說明，請參閱...
 4. 關於「...」之說明，請參閱...
 5. 關於「...」之說明，請參閱...
 6. 關於「...」之說明，請參閱...
 7. 關於「...」之說明，請參閱...
 8. 關於「...」之說明，請參閱...
 9. 關於「...」之說明，請參閱...
 10. 關於「...」之說明，請參閱...

以上內容請於...
 1. 關於「...」之說明，請參閱...
 2. 關於「...」之說明，請參閱...
 3. 關於「...」之說明，請參閱...
 4. 關於「...」之說明，請參閱...
 5. 關於「...」之說明，請參閱...
 6. 關於「...」之說明，請參閱...
 7. 關於「...」之說明，請參閱...
 8. 關於「...」之說明，請參閱...
 9. 關於「...」之說明，請參閱...
 10. 關於「...」之說明，請參閱...

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(第一和泉団地2工区(3・4号棟)新築主体工事)

平成29年第2回定例会において議決を得た議案第48号第一和泉団地2工区(3・4号棟)新築主体工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	13億356万円
変更後	13億1,194万7,280円

(提案理由)

当初想定より地下水量が多かったため施工に時間を要し、また、土工事及び杭工事で土砂等の搬出計画を含む工程計画を見直した結果、工期延期が必要となり、工期延期に伴う経費が増加したことから、請負代金の増額変更を行うため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

1. 關於「...」...

2. 關於「...」...

3. 關於「...」...

4. 關於「...」...

5. 關於「...」...

6. 關於「...」...

7. 關於「...」...

8. 關於「...」...

9. 關於「...」...

10. 關於「...」...

1. 關於「...」...

2. 關於「...」...

3. 關於「...」...

4. 關於「...」...

5. 關於「...」...

6. 關於「...」...

7. 關於「...」...

8. 關於「...」...

9. 關於「...」...

10. 關於「...」...

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

権利の放棄について（出資金払戻請求権）

次のとおり権利を放棄するものとする。

記

1. 権利の内容

愛媛県漁業信用基金協会に対する出資のうち55口275万円に係る払戻請求権

2. 相手方

愛媛県松山市二番町四丁目6番地2

愛媛県漁業信用基金協会

理事長 大城 一郎

3. 放棄の理由

愛媛県漁業信用基金協会の財務内容を改善し、その信用及び保証能力を向上させることにより、中小漁業者の金融の円滑化を図るため。

4. 放棄の時期

平成31年3月31日

（提案理由）

権利を放棄するにあたり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山城山ロープウェイのゴンドラ破損事故の損害賠償額を和解により定めることについて

松山城山ロープウェイのゴンドラ破損事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 滋賀県守山市勝部町471番5

安全索道株式会社

代表取締役社長 西川 正樹

2. 事故の概要

平成29年5月5日午前8時35分頃、松山市丸之内2番地3において、相手方が設置した松山城山ロープウェイのゴンドラが、地面との間隔が適正に確保されていなかったため、地面等に接触し、損害（物損）を受けたものである。

3. 和解の内容

相手方から市に損害賠償金として2,673,000円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

(提案理由)

松山城山ロープウェイのゴンドラ破損事故の損害賠償額を和解により定めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、

和解，あつせん，調停及び仲裁に關すること。

平成30年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 味酒 142号線	愛光町	美沢一丁目	
2	市道 久米 241号線	北土居三丁目	来住町	
3	市道 味生 283号線	南斎院町	南斎院町	
4	市道 三津浜 62号線	松江町	松江町	
5	市道 久米 245号線	北久米町	北久米町	
6	市道 小野 239号線	南梅本町	南梅本町	
7	市道 石井 518号線	今在家二丁目	今在家二丁目	

(提案理由)

図面番号第1号はJR松山駅付近連続立体交差事業に伴い、第2号は松山外環状道路インター東線整備に伴い、第3～7号は一般交通の用に供されている道路で地元及び土地所有者からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

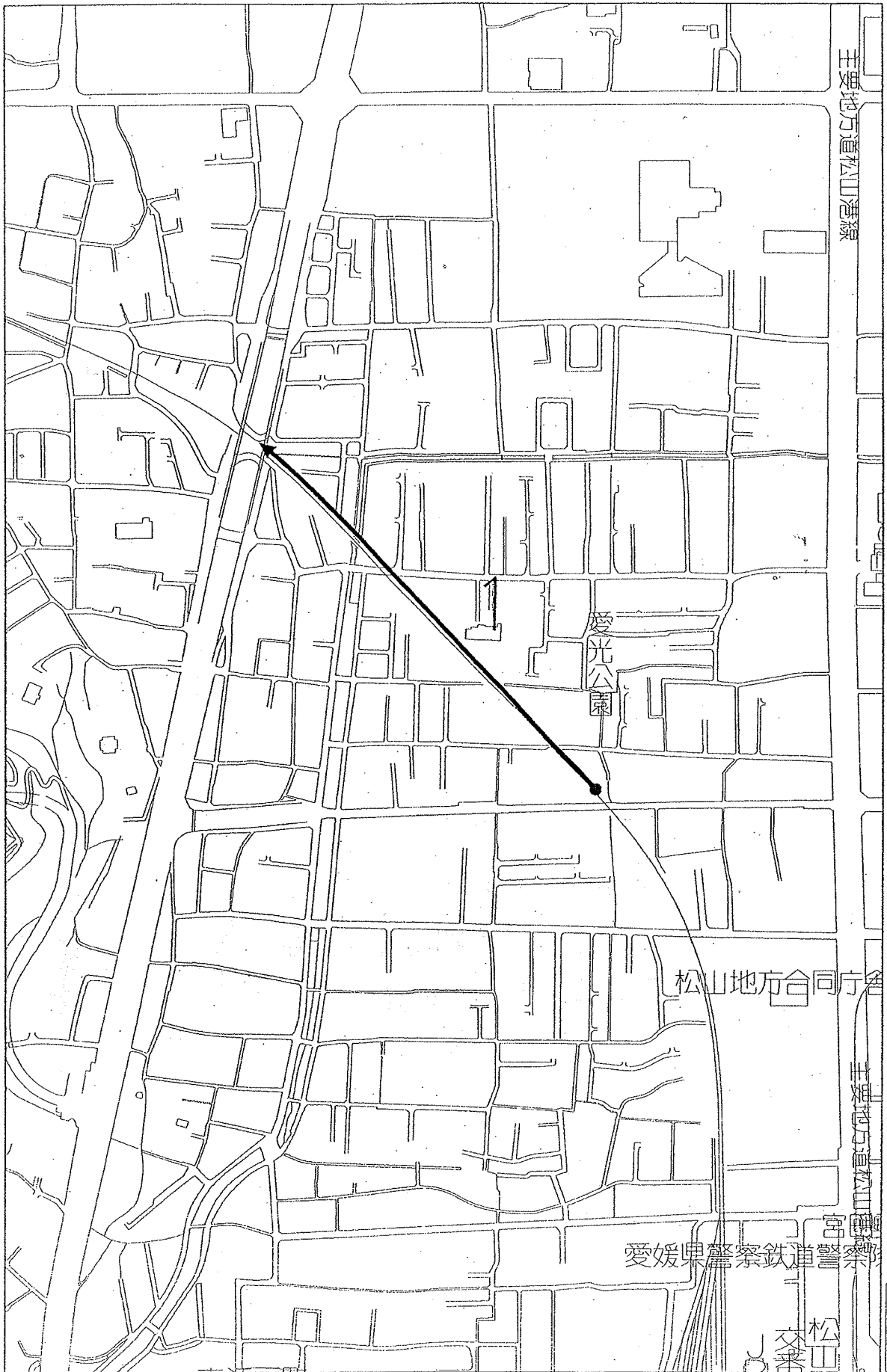
(参 照)

道路法(抄)

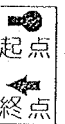
(市町村道の意義及びその路線の認定)

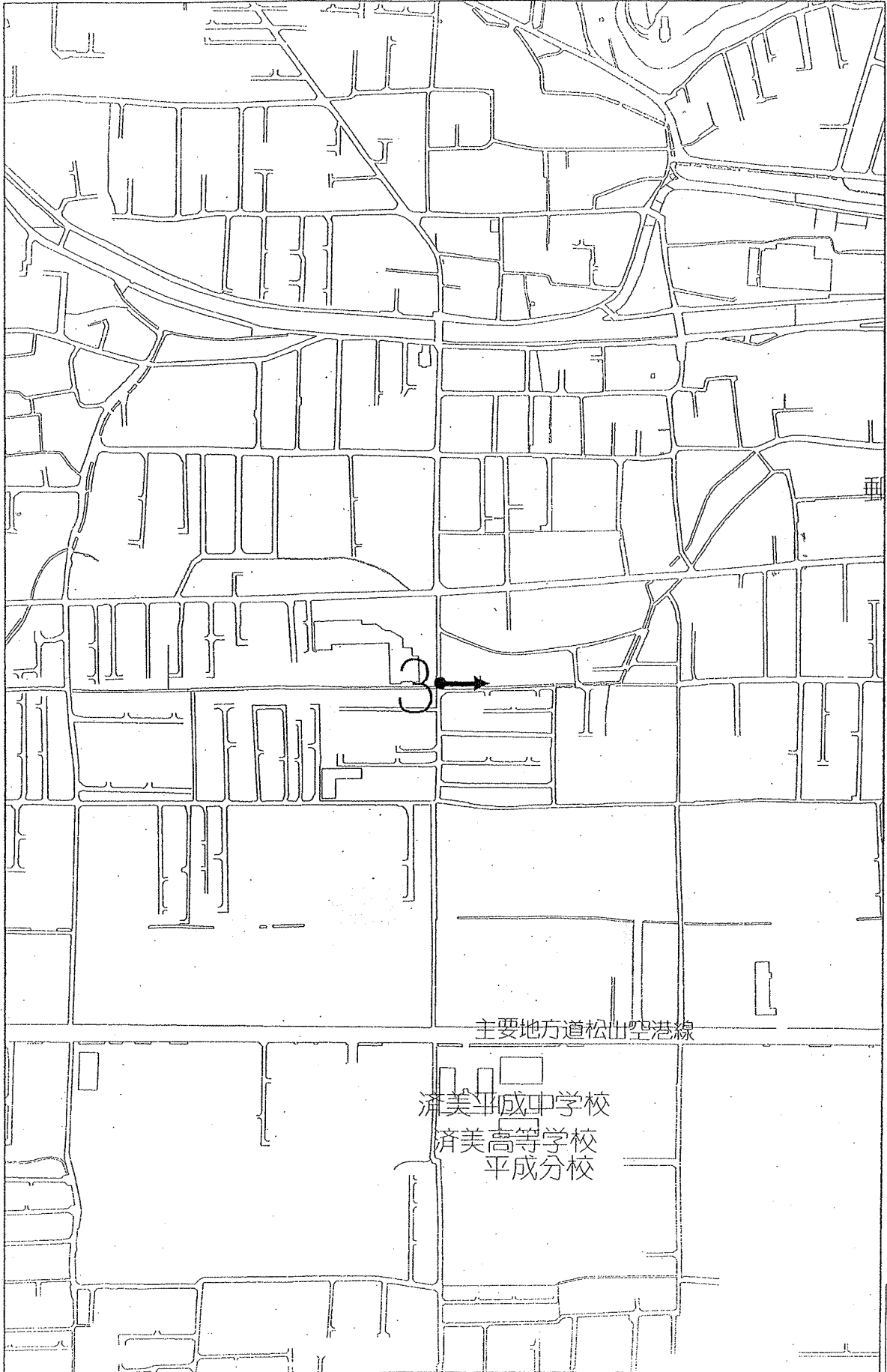
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当



● 起点
 → 終点

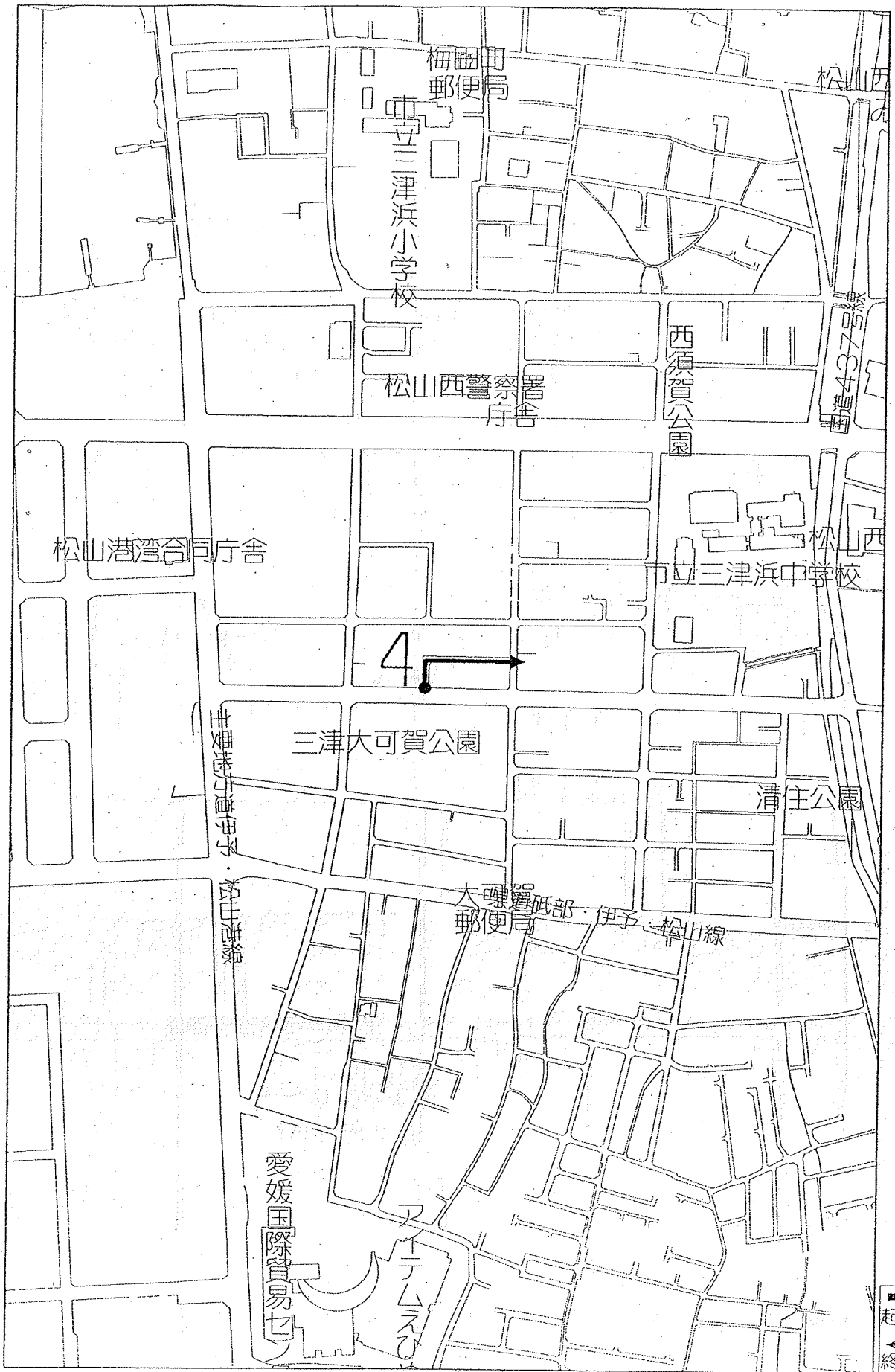




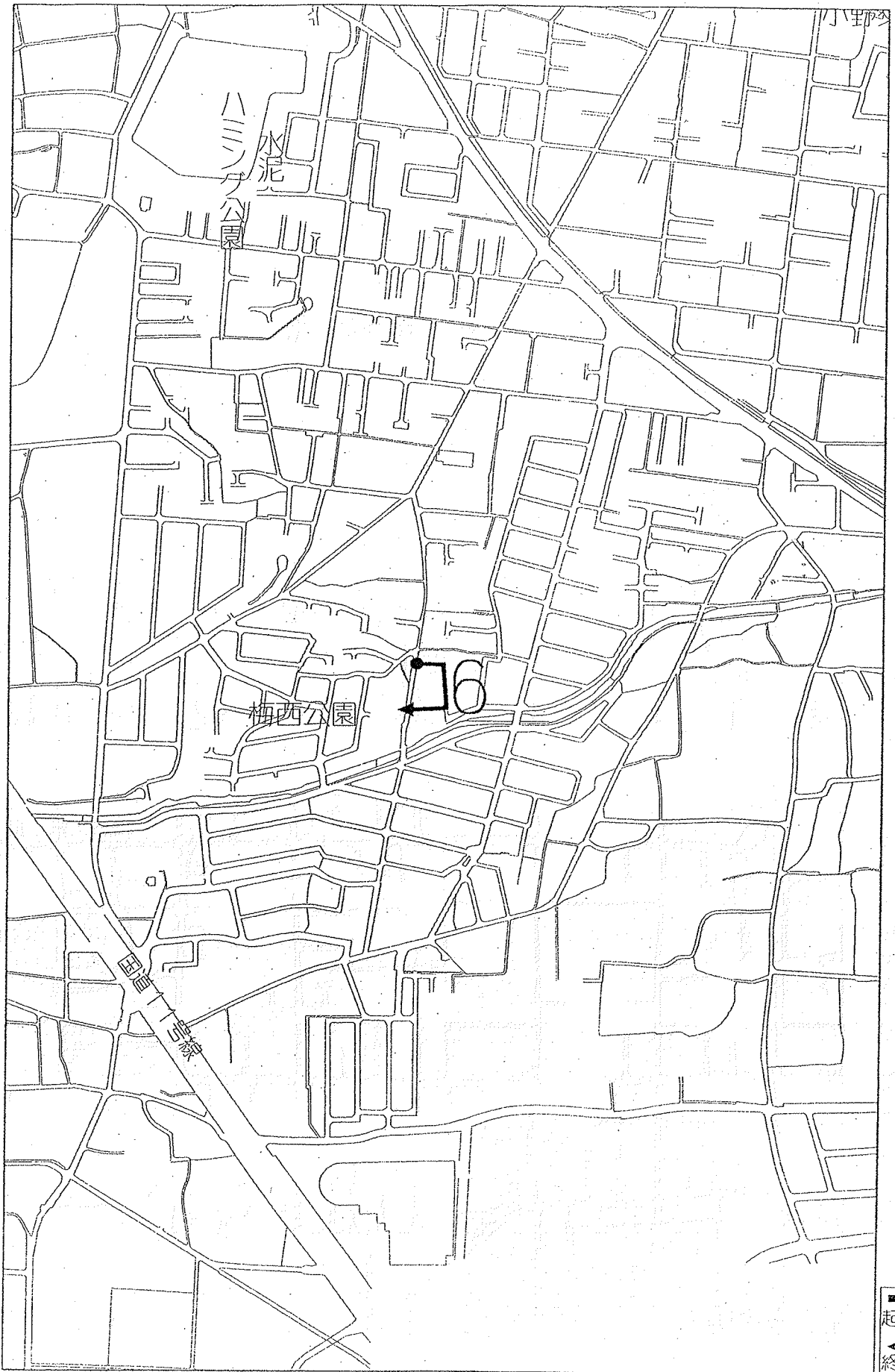
主要地方道松出空港線

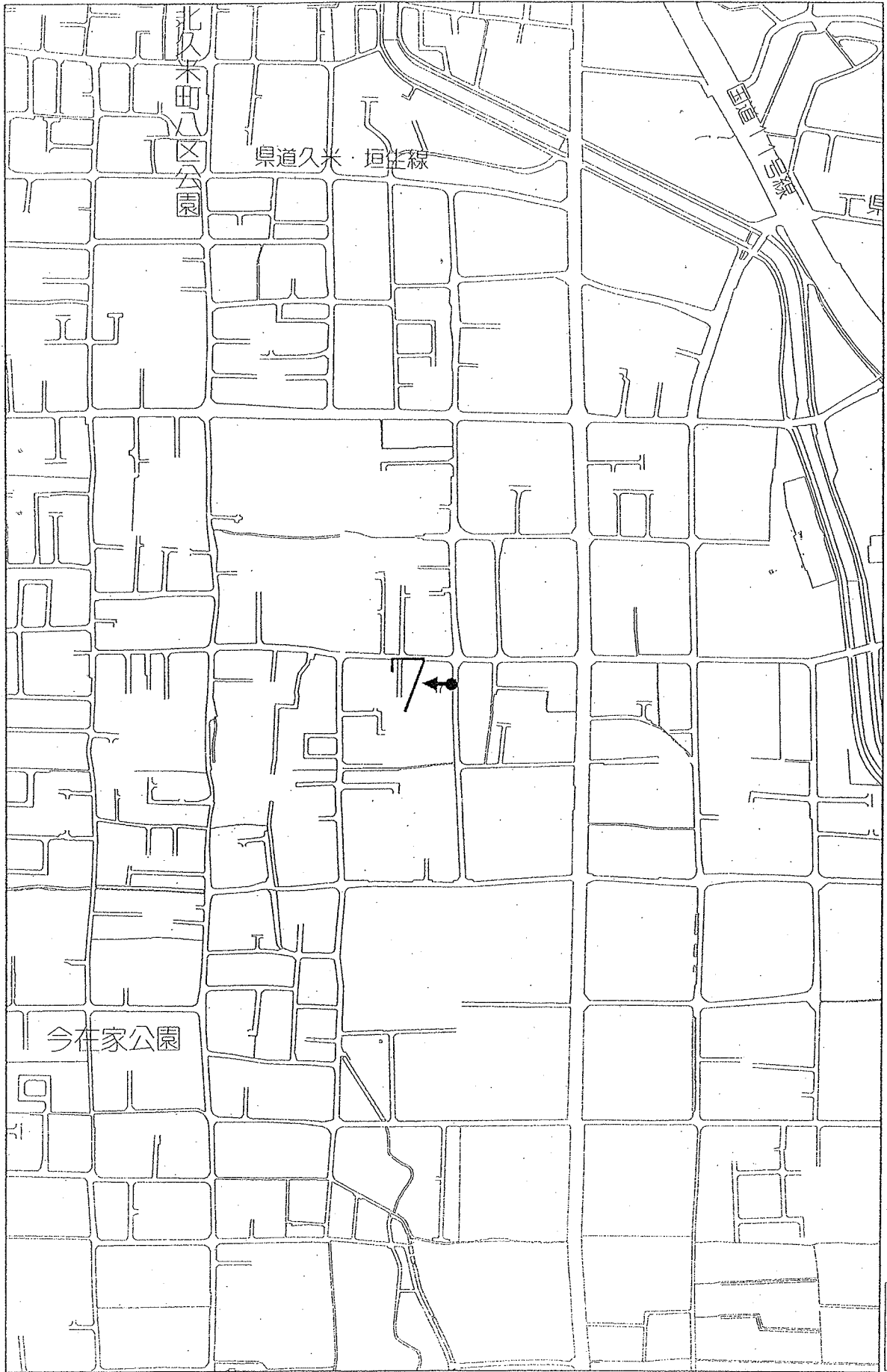
済美平成中学校
済美高等学校
平成分校







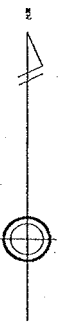




北久米町公園

県道久米・垣生線

今在家公園



 起点
 終点

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 味酒 142号線	松山市愛光町 337番地先	松山市美沢一丁目 694番4地先	6.0 ～ 6.0	460.0
2	市 道 久米 241号線	松山市北土居三丁目 426番1地先	松山市来住町 943番1地先	11.5 ～ 37.1	1940.0
3	市 道 味生 283号線	松山市南斎院町 298番5地先	松山市南斎院町 298番2地先	4.3 ～ 9.5	36.3
4	市 道 三津浜 62号線	松山市松江町 1番2地先	松山市松江町 1番37地先	6.3 ～ 9.6	104.1
5	市 道 久米 245号線	松山市北久米町 1033番5地先	松山市北久米町 1033番8地先	4.3 ～ 8.4	60.4
6	市 道 小野 239号線	松山市南梅本町 甲1034番2地先	松山市南梅本町 甲1034番11地先	4.3 ～ 8.9	99.0
7	市 道 石井 518号線	松山市今在家二丁目 55番1地先	松山市今在家二丁目 55番5地先	4.3 ～ 9.8	20.5